

ひみつ ほじ 秘密の保持について

きょうぎかい こべつじれい はな あ し う そうだんないよう ほうこく おこな
協議会では、個別事例についての話し合いや、市で受けた相談内容の報告を行います、
きょうぎかいいいん ひみつ ほじ か き さだ
協議会委員における秘密の保持については、下記のとおり定められておりますので、
こじんじょうほう きょうぎかい し ひみつ がいぶ はなし ねが
個人情報など、協議会で知った秘密を外部でお話にならないようお願いいたします。

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ ● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

へいせいにじゅうごねんほうりつだいろくじゅうごごう
(平成二十五年法律第六十五号)

ひみつほじぎむ (秘密保持義務)

だいじゅうきゅうじょう きょうぎかい じ む じゅうじ また きょうぎかい じ む じゅうじ
第十九条 協議会の事務に従事するもの、又は協議会の事務に従事していたもの
は、せいとう りゆう きょうぎかい じ む かん し え ひみつ も
は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

だいにじゅうごじょう だいじゅうきゅうじょう きてい いはん も いちねんいか ちょうえきまた ごじゅうまんえんいか
第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下
のばっきん しょ
の罰金に処する。

いばらきししょうがいしゃさべつかいしょうしえんきょうぎかいきそく ● 茨木市障害者差別解消支援協議会規則

へいせい ねん きそくだい ごう
(平成30年 規則第36号)

ひみつ ほじ (秘密の保持)

だい じょう きょうぎかい いいん しょくむじょうし え ひみつ も しょく
第9条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を
しりぞ あと どうよう
退いた後も同様とする。